

名古屋市農業委員会 令和3年第9回総会 議 事 録

- 開催日時 令和3年9月21日（火） 開始：午後2時00分、終了：午後2時31分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	15 人
定 足 数	8 人	出 席 数	10 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）6人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第58号議案 農地法第5条の規定による使用貸借権設定許可申請について

第59号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第60号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第61号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第62号議案 農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②営農型太陽光発電設備の一時転用について

(4) その他

(5) 閉会

令和3年第9回総会 委員出欠状況

出席農業委員（10名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員		
3 番	原 田 晴 充 委員	4 番	近 藤 正 俊 委員
		6 番	石 田 正 彦 委員
7 番	川 本 美 幸 委員		
9 番	布 目 巳佐子 委員	10 番	二 村 利 久 委員
		12 番	岩 田 公 雄 委員
13 番	清 水 久 一 委員		
		16 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（6名）

		18 番	山 口 儀 明 委員
19 番	若 松 邦 義 委員	20 番	木 村 幸 廣 委員
23 番	安 井 正 敏 委員		
		26 番	竹 川 孝 司 委員
		28 番	安 井 秀 樹 委員

令和 3 年第 9 回総会（令和 3 年 9 月 21 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 3 年第 9 回総会を始めさせていただきます。 会議に先立ちまして、資料の一部に誤りがございましたので、申し訳ありませんが訂正をさせていただきたいと思えます。議案資料の 9 ページをご覧くださいませでしょうか。 9 ページ中、「3 申出の概要」の 3 行目に「祖父及び両親に不都合が生じたときに」とありますが、「祖父」の部分が誤りで、正しくは「祖母」になります。 以上、お詫びの上、訂正をさせていただきます。申し訳ございません。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 3 年第 9 回総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 それでは、本日の議案といたしまして、第 58 号議案「農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について」から、第 62 号議案「農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について」までの 5 議案の審議を行います。また、報告事項を 2 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 15 人中 10 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 6 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、原田晴充委員及び二村利久委員の両委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 58 号議案、農地法第 5 条の規定による使用貸借権設定許可申請について審議を行います。

議案の報告については、今回も新型コロナウイルス対策として、すべて地区課長より報告してもらうことといたします。

それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-3 について、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

受付番号 4-3 につきまして、担当委員及び事務局職員とで、9 月 3 日に、調査した結果をご報告します。

転用の内容は、分家住宅を建設し、使用貸借権を設定するものです。借受人は現在、区内の賃貸住宅に居住していますが、家財道具が増え、手狭となったため、自己住宅の建築を考えるようになりました。先祖代々の農地を守る母方の叔父の手伝いのできる土地で選定するも適地がなく、貸出人である母の土地に建設することとなっていました。農用地除外の申出中に母が亡くなり、申請人のひとりである妻が相続し、今回の申請に及んだものです。

申請に係る農地、港区小川一丁目の1筆は、過去に農用地除外を受けており、現在は農用地に指定されておらず、農地区分が3種農地の畑で、転用許可するに問題ないと判断できる農地です。

申請地の状況は畑で、耕作準備中でした。その周囲の状況は、北と東側は宅地、西側は畑、南側は道路となっており、小川土地改良区からの排水同意書もあり、周辺農地への被害の防除には配慮するとのことでした。

また、小川土地改良区の意見書があることや、借受人は、資金調達に必要な資力・信用があること、住宅都市局開発審査係にも開発許可を申請していることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。

それでは、第58号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 58 号議案の案件は、許可することといたします。 次に、第 59 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-11 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。
東部・緑農政課長	受付番号 1-11 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、9 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-11 願い出の農地の、緑区藤塚三丁目の 1 筆は、耕作準備中で、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-3 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-3 の農地につきまして、9 月 2 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。 願い出のあった中川区戸田明正二丁目の 1 筆の畑にはトマト、ウリ、ネギが作付けされ良好に管理されておりました。

	このことから、願出者の父が、お亡くなりになるまで、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 59 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 59 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 60 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。 それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 1-28 から 1-35 について、東部・緑農政課長、お願いいたします。
東部・緑農政課長	受付番号 1-28 から 1-35 の農地について、担当委員さんと事務局職員で、9 月 2 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-28、緑区若田二丁目の 2 筆には一体で、イチジクや梅のほか、さつまいもやネギなどが、受付番号 1-29、天白区天白町大字野並字稲田の 1 筆にはミカンが、受付番号 1-30、天白区境根町の 1 筆には、ミカンのほか、ナスやオクラなどが、受付番号 1-31、天白区海老山町の 1 筆には、ミカンやブ

ドウのほか、ナス、さといもなどが、受付番号 1-32、天白区保呂町の 1 筆には梅が、栽培されていました。

受付番号 1-33、天白区平針四丁目の 1 筆には、ミカンや柿が栽培されているほか、耕作準備中でした。

受付番号 1-34、天白区天白町大字野並字北沢の 1 筆には、梅のほか、甘薯やネギなどが、字山ノ神の 1 筆には、甘薯やオクラ、ナスなどが、受付番号 1-35、名東区猪子石三丁目の 1 筆には、梅や甘薯が、名東区香坂の 1 筆には、ミカンのほか、ネギやナスなどが、栽培されていました。

いずれも、畑や果樹畑として良好に管理されており、引き続き農業経営されていることを確認しました。

何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 2-21 から 2-23 について、西部・守山農政課長、お願いいたします。

西部・守山
農政課長

受付番号 2-21 から 2-23 について、9 月 2 日と 3 日にそれぞれ担当の委員さんと事務局とで現地調査した結果を報告します。

受付番号 2-21 は、菱池町の 3 筆と太田井の 1 筆が田で、水稻が作付けされていました。その他 10 筆は樹園地で、柿、ミカンが作付けされていました。

受付番号 2-22 は、樹園地で、栗、ミカン、ビワ等が作付けされていました。

受付番号 2-23 は、田と畑で、水稻、さといも、ナス等が作

	付けされていまして。 いずれの農地も願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-9 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-9 の農地につきまして、9 月 2 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。 願い出のありました中川区一色新町 3 丁目の 1 筆の畑にはさといも、ネギが、同 5 筆の畑にはパセリが作付けされており、良好に管理されていまして。 証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-7 について、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	受付番号 4-7 につきまして、担当委員及び事務局職員とで、9 月 2 日に調査した結果を報告します。 証明願い出の農地、港区藤高二丁目始め 3 筆は田で、水稻が作付けされており、農地として良好に管理されていまして。また、港区藤高二丁目の 1 筆は畑で、耕作準備中の状況でした。 また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは、申請時に事務局において確認しています。

	以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
	特にないようです。それでは、第 60 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 60 号議案の案件は証明することといたします。
	次に、第 61 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。
	それでは、担当の地区課長からご報告をお願いいたします。受付番号 4-2 について、港農政課長、お願いいたします。
港農政課長	受付番号 4-2 につきまして、担当委員さん及び事務局職員とで、9 月 3 日に調査した結果を報告します。 本件申請は、「相続税の納税猶予の適用」を受けようとする願出者が、納税猶予の適用を希望する港区新茶屋一丁目始め 6 筆の農地について、租税特別措置法施行令の定める基準を満たす適格者である事につき、証明を願い出たものです。 申請地は、田で、水稻が作付けされており、いずれも農地として良好に管理されておりました。 また、願出者は、被相続人が亡くなられた後、当該農地を自

	ら経営しており、今後も引き続き農業経営を行う見込みである ことにつきましても確認しております。 以上、調査の結果、適格者として問題ないと思いますので、 よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、 何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 61 号議案の案件について は、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 61 号議案の案件は証明いたします。 次に、第62号議案、農業振興地域整備計画変更に関する意見 聴取について審議を行います。 それでは、審議のポイントについて簡単にご説明いたしま す。 10ページの法律をご覧ください。審議のポイントとして、第 13条の2項の第1号から第5号の、いわゆる5要件を満たしている かどうかポイントになります。 具体的には、 一、農用地等以外の用途に供することが国土資源の合理的な 利用の見地から必要かつその規模が適当であり、農用地区域外 の土地で代えることが困難であるか。 二、農用地区域内の農用地の集団化、農作業の効率化及び土

地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障がないか。

三、担い手の農用地利用集積に影響を及ぼすおそれがないと認められるか。

四、農用地区域内の土地改良施設の機能に支障がないか。

五、農業生産基盤整備事業の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であるか。

になります。

それでは、9 ページの農業振興地域整備計画変更の概要について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課
長

受付番号 3-1 につきまして、9 月 2 日に担当の委員と事務局職員とで現地を確認しましたので、結果をご報告いたします。

本件は、申請者が分家住宅を建築するため、中川区富田町大字供米田字外河田の 1 筆の畑、面積 207 平米を農用地から除外したいとの申し出があり、農業振興地域整備計画を変更するものです。

申請者は現在、賃貸住宅に居住していらっしゃいますが、今後子どもが生まれると現在の間取りでは手狭になること、高齢となった祖母、両親に不都合が生じたときにすぐ駆けつけられることから、申請地で分家住宅を建築することを希望しております。

また申請者の祖母が所有する他の農地や近隣地も検討はされたようですが、折り合いがつかず、申請者及び申請者の配偶者、両者の両親が所有する土地もないため、申請地以外に適地

はないとのことです。

申請地は申請者の祖母が所有する農地であり、東側は道路、北及び西側は水田、南側は宅地（小屋）に接していますが、除外することにより農地の集団性を欠くものではなく、農地の効率的な利用に支障をきたすものではないと考えます。

以上の事から、除外することについて問題はないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

ないようでございます。

それではここで、第 62 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。8 ページをご覧ください。

農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和 44 年 9 月 26 日農林省令第 45 号）第 3 条の 2 第 2 項の規定により、名古屋市が農業振興地域整備計画を変更しようとするにあたり、名古屋市長から「農業振興地域整備計画の変更について（意見聴取）」により意見聴取があったことについては、申出に係る土地を農用地区域から除外して差し支えない。

理由としましては、当該計画変更は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 条）第 13 条第 2 項に掲げる要件をすべて満たすことが認められるため、です。

それでは、第 62 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 62 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。 本日予定しました議案は以上でございます。 続きまして、報告に移ります。 報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和 3 年 8 月 3 日から令和 3 年 8 月 31 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。 まず、1 ページから 6 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 14 件 続いて、7 ページから 13 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による転用届出が 19 件 続いて、14 ページから 47 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 89 件 続いて、48 ページから 54 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち賃借権設定に係るものが 2 件 続いて、55 ページから 56 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが 6 件

続いて、57 ページですが、農地の競売に関する買受適格証明が 3 件

続いて、58 ページですが、転用届出に係る訂正願が 3 件

続いて、59 ページですが、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が 1 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

続きまして、報告（2）「営農型太陽光発電設備の一時転用」について、中川農政課長から報告をいただきます。中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

「営農型発電設備の下部の農地における農産物の生産に係る状況」につきまして報告させていただきます。報告 2 の資料をご覧ください。

本件は、当初平成 27 年 7 月の農地部会、直近では今年 3 月の総会でご審議いただき、農地法第 4 条の規定による 3 年間の農地の一時転用として許可をした中川区富永四丁目の案件について（半年ごとの）報告をさせて頂くものです。

前回、今年 3 月の報告から現在に至るまでの半年間の農作物の生産状況についてご報告します。

11 ページになりますが意見書のほうをご覧くださいたいと存じます。そちらの表の 1 にございますとおり、本農地ではブロッコリー、さといも、ミカンを栽培しております。

まず、ブロッコリーについては夏と冬の２回に分けて収穫をする二期作を行っております。夏の収穫は７月に行っておりますが、今回、収穫前に花蕾部に黒い変色が見られたため、出荷に耐えられる品質のブロッコリーは３.６キログラム、昨年同時期と比較して約２割しか収穫できなかったとのことです。原因としては、土壌のカルシウム不足や連作障害、気候によるものとのことです。今後は、耕運時にカキ殻などを混ぜたり、土壌を消毒することでカルシウム不足や連作障害を防ぐとともに、添え木の活用や植付前の苗を大きく育てるなど、苗を丈夫にすることで目標の収穫量を達成できるよう取り組むとのことです。

次に、さといもについては現在目立った病気や害獣被害もなく、順調に生育中であり、今後は適切な土寄せや追肥を行っていき、１０月以降の収穫に向けて適切に管理を行っていくとのことです。

ミカンについては、この春に１７.４キログラムほど収穫しております。８月時点では各樹に着果を確認しており、順調に生育中で、今後は摘果、追肥、農薬の散布等を適切に行っていくことで、来年の収穫に向けて適切に管理を行っていくとのことです。

以上、一部ブロッコリーが病気のため収穫量が減少するという事象はございましたが、耕作地が営農型発電設備の下部に位置することによる直接的な減収の影響は、認められないと思われます。

以上で報告を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（会長）	ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。 特にないようです。 報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。
農政係長	現在、1名欠員となっております、農業委員の補充についてです。 本年3月にお亡くなりになった港地区の委員について、後任の任命に向けて準備を進めてまいりました。このたび、推薦及び応募に基づきまして、候補者選定にかかる評価会議を経て、候補者が決定いたしましたのでお知らせします。 今後の流れとしましては、農業委員会法等の定めによって、9月の名古屋市会に委員の選任について同意案件として提出いたします。市会で同意されましたら10月20日に任命させていただく予定でございます。ご承知おきくださいますよう、お願い申し上げます。
議長（会長）	その他、何かありますでしょうか。 特にないようです。 それでは、以上をもちまして、令和3年第9回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございます。

閉会（午後2時31分）